

# 一般社団法人日本フロアボール連盟

## 倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本フロアボール連盟(以下「本連盟」という。)の役員及び職員並びにフロアボール競技(以下フロアボールとはフロアボールおよびネオホッケーの総とする)関係者の倫理に関する基本となるべき事項を定めるとともに、本連盟の事業運営及びフロアボール競技関係者の清廉性に対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟及びフロアボール競技に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、以下に定める者(以下「協会員」という。)に適用する。

- (1) 本連盟又は本連盟の加入団体の会長、副会長、理事、監事、顧問等その他役職、社員、正会員、委員又は部員(以下「役員等」という)
- (2) 本連盟又は本連盟の加入団体の職員
- (3) 本連盟に登録した指導者・審判員又はスタッフ
- (4) 本連盟に登録した競技者
- (5) 本連盟に登録したチーム
- (6) 本連盟に登録した競技役員

### (協会員の基本的責務)

第3条 連盟員は、第1条の目的を達成するため、法令及び本連盟の規程を遵守し、職務又は競技活動に公正かつ誠実に務めるものとする。

### (規律違反行為)

第4条 規律違反行為とは、協会員の行う次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 他者に対する暴力、暴言、差別的言動、いじめ、強要又はパワー・ハラスメント等の粗暴行為
- (2) 競技又は指導上の必要を欠いた身体的接触、性的な言動、つきまとい、交際の強要又はセクシュアル・ハラスメント等の行為
- (3) 本連盟又は本連盟の加入団体を含む他者の名誉又は信用を毀損する行為
- (4) 方法の如何を問わず、また直接か間接かを問わず、競技結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与する行為
- (5) 競技会等の円滑な運営又は施設管理を妨げる行為
- (6) 大会又は法令で禁止されている薬物の不当な所持、使用又は取引に関与する行為
- (7) 競技力の向上の観点から、明らかに必要性又は相当性を欠く指導
- (8) その職務に関する不正な利益の授受又はその申込み行為
- (9) 補助金等の不正受給、脱税、その他不正な経理に関与する行為
- (10) 反社会的勢力(暴力団や暴力団員、その準構成員、暴力団関係企業やこれらに準じる者)と関係を持つ行為
- (11) 法令若しくは本連盟の定める諸規程に違反し、又は本協会の指示、命令若しくは調査を拒む行為
- (12) 本連盟、加入団体又は連盟員の品位を害する行為

2. 本規程のほか、フロアボール競技の大会における規律違反行為の詳細については、フロアボール競技運営規程に定める。

(処分)

第5条 本連盟は、規律違反行為を行った連盟員に対して、規律違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。

(1) 役員等に対する処分の種類

- ① 注意：注意を行い戒める。
- ② 嚴重注意：嚴重に注意を行い戒める。
- ③ 降格：下位の役職へ移行させる。
- ④ 諭旨辞職：諭旨により辞職願いを提出させる。
- ⑤ 解任：任を解く。なお、本連盟の理事・監事にあつては定款第29条に基づき役員の  
任を  
解く

(2) 職員に対する処分の種類

- ① 注意：注意を行い戒める。
- ② 嚴重注意：嚴重に注意を行い戒める。
- ③ 減給：報酬又は給与を減額する。
- ④ 出勤停止：一定期間出勤を停止し、その期間中、報酬又は給与を支払わない。
- ⑤ 降格：下位の資格・職位等へ移行させる。
- ⑥ 諭旨退職：諭旨により退職願いを提出させる。
- ⑦ 懲戒解雇：予告期間を設けることなく即時に免職(解雇)とする。

(3) 指導者、審判員、競技者、スタッフ、チーム又は競技役員に対する処分の種類

- ① 注意：注意を行い戒める。
- ② 嚴重注意：嚴重に注意を行い戒める。
- ③ 登録停止：一定期間、本連盟の登録者としての資格を停止する。
- ④ 登録抹消：永久に本協会の登録者としての資格を剥奪する。

2. 本連盟は、前項の処分に代えて、又は前項の処分と併せて、一定期間のボランティア活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な措置を課すことができる。
3. フロアボール競技の大会における規律違反行為に対する処分については、原則としてフロアボール競技運営規程が本規程に優先して適用されるものとする。

(倫理部会の構成)

第6条 倫理部会は、3名以上の部員で構成するものとし、うち1名以上は法律に精通した有識者を選任するものとする。

2. 倫理部会の部会長は、倫理部会員の中から1名を選任する。

(調査部)

第7条 本連盟における迅速かつ公平公正な調査を確保するため、調査部を置く。

2. 調査部は、前項の任務のために独立した部署とし、他の全ての部署又は委員会等から何らの指揮命令又は影響を受けない。

#### (処分の原則)

- 第8条 本連盟の連盟員は、規律違反行為と疑われる事案があると思料するときは、倫理部会に対して、書面をもって事実の調査を行うよう請求(以下「事実調査請求」という。)することができる。
2. 倫理部会は、前項の事実調査請求があった場合において、明らかに規律違反行為と疑われる事案が存在しないと認める場合その他調査を不相当とする特段の事情が存する場合は、事実調査を開始しない旨の決定を行うことができる。この場合には、事務局は、事実調査請求者に対して、当該決定を通知しなければならない。

#### (事案解明のための調査)

- 第9条 倫理部会は、前条第1項の事実調査請求を受けた後、前条第2項の場合を除き、速やかに調査部に事実の調査を嘱託する。
2. 調査部は、本協会、処分対象者又はその他関係者に対して、事案の解明のために、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、又は現地調査をすることができる。
  3. 連盟員は、調査部の任務を尊重し、前項の調査に協力しなければならない。

#### (倫理部会の処分審査)

- 第10条 前条第1項の事実の調査が行われた場合、倫理部会は、当該調査結果に基づき、中立、公正かつ迅速に審査(以下「処分審査」という。)し、処分意見を作成する。
2. 倫理部会の処分審査は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  3. 当該事案に何らかの形で関与したことがある委員及び当該事案に利害関係を有する委員は、当該事案の審査に加わることができない。
  4. 当該事案に関し審査に加わることができる部員数が3名に満たない場合には、本連盟は、審査に加わることができる部員数が3名以上となるまで、特別部員(当該事案限りの部員のことをいう。)を選任しなければならない。

#### (意見陳述の手続)

- 第11条 倫理部会は、次の各号の区分に従い、処分対象者に対して、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。
- (1) 次のいずれかに該当するとき：聴聞
    - ① 解任、懲戒解雇又は登録抹消の処分をしようとするとき
    - ② ①に掲げる場合以外の場合であって倫理部会が相当と認めるとき
  - (2) 前号①から②までのいずれにも該当しないとき：弁明の機会の付与

#### (処分の決定及び通知)

- 第12条 本連盟は、第10条第1項の処分意見を参考に、処分を決定する。
2. 本連盟は、処分対象者に対して、書面をもって処分決定を通知する。
  3. 前項の処分決定の通知には次の事項を明記しなければならない。
    - (1) 処分対象者
    - (2) 処分対象行為
    - (3) 処分の内容
    - (4) 処分の理由
    - (5) 処分の年月日
    - (6) 処分決定に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して本協会の行った処分決定の取消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨

4. 処分決定がなされた場合、事務局は、遅滞なく、事実調査請求者に対して、処分の経過を通知しなければならない。
5. 事務局は、前項の通知をするときは、処分対象者口は調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないように配慮しなければならない。

(処分決定の効力)

第13条 処分決定は、前条第2項の通知が処分対象者に到達した時に効力を生じる。

2. 第18条第1項の仲裁申立てがあつた場合でも、本連盟又は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構により、処分決定の取消し若しくは変更がなされ、又は処分決定の効力が停止されるまでの間、処分決定は効力を失わない。

(処分の取消し・変更・効力の停止)

第14条 本連盟は、処分決定後、処分内容の取消し、変更又は効力の停止をすることができる。ただし、処分の変更は、より軽い処分とする場合に限る。

2. 本連盟は、前項の処分の取消し、変更又は効力の停止をした場合は、処分対象者に対し、書面をもってこれを通知する。

(仮処分)

第15条 本連盟は、回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときは、倫理部会の承認を得て、第8条ないし第11条の手続を経ることなく、仮に処分を決定することができる。

2. 本連盟は、前項の決定をした後は、速やかに第8条ないし第12条の手続を経なければならない。
3. 第13条及び前条の規定は、第1項の決定に準用する。

(関係者の守秘義務)

第16条 倫理部会、事務局、調査部その他調査又は処分手続の関係者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、調査又は処分手続の関係者でなくなった後も、同様とする。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 本連盟は、事実調査請求又はその請求に関する相談若しくは協力をしたことを理由として、当該事実調査請求者又はその通報に関する相談若しくは協力した者に対しいかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(処分決定に対する不服申立)

第18条 第12条第1項の処分決定等に不服がある場合には、処分対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して本協会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

2. 処分対象者は、前項の公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への仲裁申立てを除き、処分決定に対して不服を申し立てることができない。
3. 本連盟は、第1項の申立てをしたことを理由として、処分対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱をしてはならない。

(フロアボール競技運営規程に基づく処分に対する不服申立)

第19条 フロアボール競技の大会における規律違反行為について、フロアボール競技運営規程に基づく処分(以下「原処分」という。)がなされた場合、原処分を受けた連盟員は、倫理部会に対し、原処分の取消し又は変更を求めて不服を申し立てることができる。

2. 倫理部会は、原処分に重大かつ明白な瑕疵がある場合に限り、原処分を取消し又は変更するものとする。
3. 第8条ないし第10条、第12条ないし第14条及び第16条ないし第18条の規定は、前2項の不服申立手続に準用する。

(変更)

第20条 この規程は、本連盟役員会の決議により変更することができる。

附則 この規程は、2024年4月1日から施行する。